

第30回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和5年1月26日(木) 13時30分
第30回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和5年1月26日(木) 13時28分

3. 閉 会 令和5年1月26日(木) 14時3分

4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 東城	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 2番—山口委員 8番—東城委員

6. 議事録署名委員 3番—馬場委員 4番—星委員

7. 付議議件 議案第 139 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
議案第 140 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 141 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第 142 号 農地中間管理機構への買入協議の要請について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠谷 俊介
廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	<p>第 30 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席委員は2番—山口委員、8番—東城委員となっております。</p> <p>出席委員は 16 名中 14 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p>
議長	<p>それでは第 30 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名委員に、3番—馬場委員、4番—星委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 139 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 139 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求めます。</p> <p>番号1、関係の土地については、字来運 1 筆、地目畑、面積は 26,013 m²となっており、他 2 筆は記載のとおりで合計面積 26,080 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号2、関係の土地については、字大栄 1 筆、地目畑、面積 38,065 m²となっており、他 2 筆は記載のとおりで合計面積 40,458 m²となっております。利用権の種類は賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号3、関係の土地については、字朱円 1 筆、面積 48,818 m²、地目畑となっており、他 3 筆は記載のとおりで合計面積は 70,833 m²となっております。利用権の種類は 3 条の賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号4、関係の土地については、字来運 1 筆、面積 43,433 m²、地目畑となっており、他 9 筆は記載のとおりで合計面積は 201,350.21 m²となっております。利用権の種類は使用貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>
議長	<p>それでは決定とします。</p> <p>日程 3、議案第 140 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 140 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字来運 1 筆、他 2 筆。地目については記載のとおり、合計面積は 26,080 m²、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 2、関係の土地については字大栄 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 40,458 m²、申請の理由は貸人が高齢のため営農を停止する。借人は経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 3、関係の土地については字川上 23 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 374,558 m²、申請の理由は譲渡人が所有地を自作しないので譲渡する。譲受人は経営規模拡大のため譲受するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図については 1 番が次頁に記載、2～3 番が経営移譲のため記載省略となっています。</p> <p>現地調査については 1～3 番が 1 月 23 日(月)岩井委員、馬場委員、尾崎委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第 3 条調査書のとおり、農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	区分 1～3の現地確認委員岩井委員、どうでしたか。
委員	問題ありません。
議長	区分 1～3を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>区分 1～3について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 4、議案第 141 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 141 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について</p> <p>(1)所有権の移転関係</p> <p>番号 1、関係の土地については、字来運 1 筆、地目畑、面積 5,224 m²、他来運 2 筆に</p>

については記載のとおり、合計面積は 76,355 m²、申請の理由については譲渡人が離農するため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受となっています。価格については 16,125 千円、反当り 211 千円となっています。幹旋委員は馬場委員長、岩井副委員長、尾崎委員、島田委員、山口委員で行なっています。

番号 2、関係の土地については、字朱円 1 筆、地目畑、面積 17,983 m²、その他朱円 2 筆については記載のとおり、合計面積は 21,386 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受となっています。価格については 5,966 千円、反当り 279 千円となっています。幹旋委員は菱川委員長、田中副委員長、泉委員、青柳委員、小池委員、村上委員で行なっています。

番号 3、関係の土地については、字以久科南 1 筆、地目畑、面積 746 m²、その他字以久科南 1 筆については記載のとおり、合計面積は 48,920 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は農地売買支援事業のため譲受となっています。価格については 14,298 千円、反当り 292 千円となっています。幹旋委員は佐藤委員長、波多野副委員長、菅野委員、星委員、市村委員、崎田委員で行なっています。

番号 1～3 の位置図については次頁に記載となっています。

別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書も確認をお願いします。

(2) 利用権の設定関係

番号 1、関係の土地については字以久科南 17 筆、字三井 3 筆、地目畑、合計面積は 352,618 m²、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 15 年 11 月 30 日までとなっています。

番号 2、関係の土地については字峰浜 1 筆、字朱円東 7 筆、地目畑、合計面積は 235,124.65 m²、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 25 年 11 月 30 日までとなっています。

番号 3、関係の土地については字大栄 2 筆、字美咲 2 筆、地目畑、合計面積は 324,184 m²、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 25 年 11 月 30 日までとなっています。

番号 1～3 の位置図については経営移譲のため記載省略となっています。

別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認もお願いします。以上です。

議長

(1) 所有権の移転関係 1 から 3 について決定してよろしいですか。

全員

異議なし

議長

農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。

(2) の利用権の設定関係について 2 から 3 番まで決定してよろしいですか。

全員	異議なし。
議長	1番は菅野委員の案件になりますので退席をお願いいたします。 (菅野委員退席) 1番について決定してよろしいでしょうか
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 (菅野委員着席)
議長	日程 5、議案第 142 号農地中間管理機構への買入協議の要請について説明をお願いします。
事務局	議案第 142 号農地中間管理機構への買入協議の要請について 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について審議を求める。 区分 1、関係の土地については字朱円 1 筆、地目は記載のとおり、面積は 48,818 ㎡、 斡旋申出日は令和 4 年 9 月 12 日、斡旋委員は菱川委員長、田中副委員長、泉委員、 青柳委員、小池委員、村上委員で行っています。 位置図は同頁記載となっております。以上です
議長	区分 1 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程 6 その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何かありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第 30 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和5年1月26日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

議事録署名委員